

第17節 消防用水

1 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水で吸管投入口を設けるもの。

(1) 吸管投入孔には、「消防用水」と表示した標識を設けること。

ア 吸管投入孔の大きさおよび設置個数は次によること。

(ア) 吸管投入孔の大きさは、短辺が0.6m以上の長方形または正方形ならびに直径0.6m以上の円形とする。

(イ) 所要水量が80m³未満のものにあつては1個以上、80m³以上のものにあつては、2個以上設けること。

イ 吸管投入孔には、鉄蓋等を取付けること。この場合、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両通行に耐える強度のものとする。

(2) 水源

ア 水質

水源の水質は、第2節屋内消火栓設備2.(1)を準用すること。

イ 水源水量

水源水量は、政令第27条第3項の規定によるほか、原則として他の消火設備の水源とは使用方法が異なることから併用しないこと。

ウ 水源水槽の構造

水源水槽の構造は、第2節屋内消火栓設備2.(4)を準用すること。

2 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水で採水口を設けるもの。

(1) 採水口

ア 採水口は、「消防用ホースに使用する差込式またはねじ式の結合金具および消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令23号）」に規定する呼称75の差込式受け口に適合する単口とし、設置個数は第17-1表によること。

第17-1表

所要水量	40m ³ 未満	40～120m ³ 未満	120m ³ 以上
採水口の数	1個	2個	3個

イ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。

ウ 採水口は、認定品を設けること。

(2) 配管

配管は、省令第12条第1項第6号ニ、ホ、トおよびチの規定ならびに第2節屋内消火栓設備3.(1)および(2).ウからオまでに準じて設けるほか、次によること。

ア 配管は、採水口1口ごとの単独配管とすること。

イ 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上とし、配管の摩擦損失水頭に採水口からの落差を加えた数値が6.6m未満となるように配管口径を算定すること。

ウ 埋設配管等は、第2節屋内消火栓設備3.(2).カを準用すること。ただし、塩化ビニルライニング鋼管（管継手を含む。）等を次により利用することができる。

(ア) 鋼管および管継手は、日本水道協会規格K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）、K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）またはK150（水道用ライニング鋼管管端防食継手）と同等以上のものを使用すること。

なお、K117（水道用樹脂コーティング管継手）を使用する場合は、管端の防

食措置を確実に行わせるよう留意すること。

(イ) 溶接加工等著しく熱の伴う加工は行わないこと。

(ウ) 火災時の影響を受けるおそれが少ない場所に設置すること。

(エ) 水槽内へ設置する配管の管端防食措置を確実に行わせること。

(3) 水源

水源は、前1.(2)を準用すること。

3 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水

次により、ポンプ方式および採水口を設けた場合は、政令第27条第3項第1号の規定にかかわらず、地盤面下4.5mを超える部分に設ける有効水量を消防用水とすることができる。

(1) 採水口

ア 採水口は、結合金具の規格省令に規定する呼称65の差込式受け口に適合する単口とすること。

イ 前2.(1).イおよびウを準用すること。

ウ 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

(2) ポンプの吐出量および採水口の個数

ポンプの吐出量および採水口の個数は、第17-2表によること。

第17-2表

所要水量	40m ³ 未満	40～120m ³ 未満	120m ³ 以上
ポンプの吐出量	1,100ℓ/min	2,200ℓ/min	3,300ℓ/min
採水口の数	1個	2個	3個

(3) ポンプ

ア ポンプの設置場所

第2節屋内消火栓設備1.(1).アを準用すること。

イ 機器

第2節屋内消火栓設備1.(1).イを準用すること。

ウ 設置方法

(ア) ポンプは専用とし、他のポンプと併用または兼用しないこと。

(イ) ポンプの全揚程は、前(2)に定める吐出量時において、採水口までの実高および配管摩擦水頭15mを加えた数値以上とすること。

(4) 水源

水源は、1.(2)(ウを除く。)を準用するほか、有効水源水量の確保は、第2節屋内消火栓設備2.(3)によること。

(5) 配管

採水口に接続する配管は、呼び径65A以上とし、第2節屋内消火栓設備3.(1)および(2).ウからオまでならびに前2.(2).ウを準用すること。

(6) 起動装置等

ア 採水口の位置には、ポンプの遠隔起動装置を設けること。ただし、防災センター等からポンプを起動できる場合において、防災センター等と相互に通話できる連絡装置を設ける場合は、起動装置を設けないことができる。

- イ 遠隔起動装置または連絡装置の直近には、省令第12条第1項第3号口の規定に準じた赤色の灯火を設けること。
- ウ 採水口の直近には、ポンプの始動を明示する赤色の起動表示灯を設けること。
ただし、前イにより設けた赤色の灯火を点滅させることにより、ポンプの始動を表示できる場合は表示灯を設けないことができる。
- (7) 非常電源、配線等
非常電源、配線等は、第2節屋内消火栓設備5を準用するほか、非常電源の容量は、ポンプを有効に60分以上作動できる容量とすること。
- (8) 貯水槽等の耐震措置
水槽等の耐震措置は、第2節屋内消火栓設備6を準用すること。
- (9) 表示および警報
表示および警報は、第2節屋内消火栓設備9を準用すること。
- 4 地盤面より高い部分に設ける消防用水
地盤面より高い部分に設ける消防用水は、次によること。
 - (1) 採水口からの吐出圧力が0.15MPa未満の場合
 - ア 採水口
(ア) 採水口は、前2.(1)を準用すること。
(イ) 採水口の直近には止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。
 - イ 貯水槽等
貯水槽等は、第2節屋内消火栓設備1.(2).アを準用すること。
 - ウ 水源
水源は、第2節屋内消火栓設備2を準用すること。
 - エ 配管
配管は、前2.(2)を準用すること。
 - オ 貯水槽等の耐震措置
貯水槽等の耐震措置は、第2節屋内消火栓設備6を準用すること。
 - (2) 採水口からの吐出圧力が0.15MPa以上の場合
 - ア 採水口
採水口は、前3.(1)を準用すること。
 - イ 貯水槽等からの吐出量および採水口の個数
貯水槽等からの吐出量および採水口の個数は、前3.(2)を準用すること。
 - ウ 貯水槽等
貯水槽等は、第2節屋内消火栓設備1.(2).アを準用すること。
 - エ 水源
水源は、第2節屋内消火栓設備2を準用すること。
 - オ 配管
配管は、前3.(5)を準用すること。
 - カ 貯水槽等の耐震措置
貯水槽等の耐震措置は、第2節屋内消火栓設備6を準用すること。
- 5 消防用水の標識

- (1) 吸管投入孔には、「消防用水」と表示した標識を設けること。
 - (2) 採水口には、「消防用水採水口」と表示した標識を設けること。
- 6 総合操作盤
- ポンプを設ける場合は、総合操作盤を第2節屋内消火栓設備10を準用して設けること。